

※対象の設定がないものはどなたでも。費用の記載がないものは無料です。

日＝日時 場＝会場 対＝対象 定＝定員 調＝講師・出演者 費＝費用 持＝持ち物 申＝申し込み方法 問＝問い合わせ

日商簿記講習会

☎(260)5134 産業活性課

日商簿記3級コース■9/12～11/14の毎週木曜日18:00～20:15(全10回) 場大和商工会議所(中央5-1-4) 対先着20人 費大和商工会議所会員1万円、非会員1万5,000円(いずれも教材費別途) ■9/6(金)までに大和商工会議所☎(263)9112へ要問い合わせ。

お知らせ

7月は「社会を明るくする運動」強調月間・再発防止啓発月間

☎(260)5604 健康福祉総務課

同運動は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとするものです。犯罪からの立ち直りには本人の努力はもちろん、周囲の見守りや温かい心が必要です。地域の中に居場所があることは、当事者にとって大きな後押しとなります。立ち直ろうとする人を受け入れ、支えるために何ができるか考え、できることから始めてみましょう。

7/11～20は「夏の交通事故防止運動」

☎(260)5118 道路安全対策課

「ぎりぎりの 時間と車間が 事故を呼ぶ」夏の行楽期を迎えるこの時期は、人流や交通量が増加することに加えて、解放感による悪質で危険な運転が増加することにより、交通事故が多発します。夏休みを控え、子どもたちにも注意が必要です。自動車や二輪車、自転車の運転者は、子どもを見掛けたら徐行や一時停止をするよう心掛けましょう。特に、自転車に乗るときは、事故で負傷した際に頭を守るヘルメットを着用して道路の左側を通行し、夜間は必ずライトを点灯してください。信号や一時停止などの交通ルールとマナーを守って、交通事故のない楽しい夏を過ごしましょう。

7/22～28は「ともに生きる社会かながわ推進週間」

☎(260)5665 障がい福祉課

平成28年7月に障害者支援施設の県立津久井やまゆり園で痛ましい事件が起きました。このような事件が二度と起きないよう、県は「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しています。障がい者と共に生きる社会について考えてみませんか 県共生推進本部室☎045(210)4961。

桜丘コミセンが休館

☎(260)5162 生活あんしん課

空調設備などの改修工事のため、桜丘コミセンと併設の児童館が休館します 休館期間▶8/1～来年3月下旬。※詳細は市のホームページでお知らせします。

今年の夏も火の用心

☎(260)5778 予防課

夏祭りでの火器の取り扱い▶7・8月は夏祭りが多く開催されます。対象火器(ガスコンロ、IH調理器、発電機など)を使用する露店などを開く際は、参加者が安全に楽しめるよう消火器を準備し、「露店等の開設届出書」を提出してください 花火で遊ぶときの注意点▶子どもは大人と一緒に遊ぶ、燃えやすい物がない広くて安全な場所を選ぶ、風が強い日避ける、注意書きを読む、遊び終わった花火はバケツの水で消す、花火をほぐしたり複数束ねて点火したりしない、人や家に向けない、花火が途中で消えても先端をのぞかない。

ひとり親家庭等家賃助成現況届の提出を

☎(260)5608 こども総務課

大和市ひとり親家庭等家賃助成を受けている人に、現況届を7月中旬頃に郵送します。8/31(土)までに提出してください(郵送可)。期日までに提出がない場合、助成金の支給が停止となるのでご注意ください。

夏の贈り物に「大和市特産品・推奨品」をご利用ください

☎(260)5167 イベント観光課

大和市特産品・推奨品は、大和市特産品・推奨品協議会が、品質や味、製法、包装デザインなどに優れた商品を厳選。現在、18品目が認定されています。夏の贈り物などにぜひご利用ください。詳しくは、同協議会のホームページをのぞいて 同協議会事務局(大和商工会議所内)☎(263)9112。

やまとエコアクション21にご参加を

☎(260)5493 環境総務課

市内事業者日々の事業活動から発生する温室効果ガスを数値化し、削減に取り組んでもらう「やまとエコアクション21」を実施しています。これは、環境省が策定している「エコアクション21」を参考に取り組項目を絞り込んだ、市独自の制度です。登録・更新などの経費もかかりません。ぜひご参加ください。

貯水槽水道の管理について

☎(260)5106 生活環境保全課

受水槽の設置者は、受水槽から給水栓までの水道施設と水質を責任を持って管理しなければなりません。設置者には、日頃から給水栓での水の色・濁り・臭い・味などに注意を払うこと、毎年1回以上定

期的に清掃をすること、水道施設に関する届け出をすることが義務付けられています。さらに受水槽の有効容量が8立方メートルを超える場合には、検査機関による毎年1回以上の定期検査も必要です。

生活騒音などの防止のために

☎(260)5106 生活環境保全課

テレビ、楽器、空調機、ペットの鳴き声などの生活騒音、庭でのバーベキューの煙などは法令の規制対象になっていますが、隣近所に迷惑をかけていることがあります。問題が生じた場合はお互いの立場を理解し、解決に努めましょう。

資源の持ち込みは極力控えてください

☎(269)7343 廃棄物対策課

夏季は缶、びん、ペットボトルなどの持ち込みが増加します。入場待ちで周辺道路が渋滞し通行に支障が出ると、事故などの危険性が高まります。資源選別所への資源の持ち込みは、可能な限り控えてください。ご協力をお願いします。

全国家計構造調査にご協力を

☎(260)5333 総務課

総務省は10～11月に全国家計構造調査を実施します。同調査の結果は、国や都道府県の各種行政施策や消費・経済の分析のための貴重な資料となります。対象

調査区には7月中旬から調査員証を携帯した調査員が訪問しますので、ご協力をお願いします。なお、統計法に基づく調査であり、調査票を統計上の目的以外に使用することはありません。

水道管の漏水調査にご協力を

☎(260)5468 下水道経営課

10月まで、県企業庁から委託された調査員が、水道管の漏水調査を実施します。同調査は宅地内の水道メーターまでを対象とし、宅地内に立ち入る際は事前に声掛けします。調査員は同庁が発行した顔写真入りの従事者証明書を携帯し、腕章を着用します 大和水道営業所工務・配水課☎(261)3258。※この調査で費用を請求することはありません。※水道局職員などをかたった訪問が増えていきます。少しでも不審に思ったら、絶対に家の中に入れないでください。

第13回やまと終活クイズ

☎(260)5622 人生100年推進課

自宅で簡単に終活の理解を深められるクイズ。解答用紙を提出いただくと、採点した解答用紙と参加賞を返送します クイズの入手方法▶市役所1階情報公開コーナー、保健福祉センター、各分室・連絡所、各地域包括支援センターで配布するほか、市のホームページから印刷も可 解答締め切り▶7/31(水)(必着)までに

4/1～30

善意の心

皆さんの温かい心をありがとうございました。(敬称略)

◆市への寄附138万1,000円

(このうち返礼品の贈呈を伴うもの61件・133万1,000円)

問☎(260)5302 政策総務課(寄附の詳細は、各担当課をご案内します)

学校教育の充実に関する事業へ◇明治安田生命保険相互会社新横浜支社、(株)神奈川ビジネスアカデミー 池村豊、伊禮門悟、匿名1件 防災の推進及び消防体制の充実に関する事業へ◇(株)新世界代表取締役 石井規子 保健福祉の充実に関する事業へ◇木曾進、匿名1件 生涯学習の振興に関する事業へ◇鏡絹子、匿名1件 芸術及び文化活動の振興に関する事業へ◇匿名1件。

◆大和市社会福祉協議会への寄附金28万850円、寄託品66件

(このうち手作り品収入19件・15万1,060円、災害義援金1万4,790円)

問☎(260)5633 同協議会総務課

社会福祉のために◇藤田勉、(株)BOOKS太陽堂、栗山武彦、匿名2件 障がい者福祉のために◇岡田稔 指定寄付◇(有)太田屋、大同工業(株)、匿名1件 その他◇手作りボランティアとの協働(中央林間新生自治会、ミニサロン遊友会、(有)太田屋、下鶴間郵便局、南林間六郵便局、鶴間駅前郵便局、上草柳郵便局、相模大塚駅前郵便局、南大和郵便局、柳橋郵便局、ここさば、ワークスケア千本桜、ダン・デ・リヨン、マツバ、セブン-イレブン大和東1丁目店、セブン-イレブン大和鶴間1丁目店、市社協、やすらぎと緑のふれあいまつり2024 令和6年能登半島地震災害義援金(共同募金会を通じて送金)◇ふみ、上草柳地区社協。

郵送で〒242-8601保健福祉センター人生100年推進課へ。

マンション建て替えなどの電話相談をご利用ください

☎(260)5422 街づくり総務課

住まいるダイヤル▶(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターによる、マンションの建て替えや敷地売却などに関する電話相談 ■10:00～17:00(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) 対マンションの所有者・管理組合など 同センター☎0570(016)100、☎03(3556)5147。※マンション建替法全般については街づくり総務課、マンションの耐震診断などについては建築指導課☎(260)5425へお問い合わせください。

初期費用0円で太陽光発電を

☎045(210)4115

県環境農政局脱炭素戦略本部室

住宅所有者が初期費用をかけずに太陽光発電を設置できる「0円ソーラー」。事業者が初期費用を負担して、住宅に太陽光発電設備を設置し、発電した電力を住宅所有者などに販売するか、設備のリース料により初期費用を回収します。一定期間(概ね10年)経過後は、設備が住宅所有者に無償譲渡されます。初期費用の高さから太陽光発電設備の導入を諦めた人もぜひご検討ください。※市の所管は環境総務課。

今月の納税

納期限内の納付にご協力ください
便利な口座振替をご利用ください

7月の納税(納付) 納期限は7/31(水)

- | | |
|----------------------|----|
| ①固定資産税・都市計画税 | 2期 |
| ②固定資産税(償却資産分) | 2期 |
| ③国民健康保険税 | 2期 |
| ④下水道事業受益者負担金 | 1期 |
| 市役所収納課 ☎(260)5241～3。 | |
| ⑤介護保険料 | 2期 |
| 市役所介護保険課 ☎(260)5169。 | |
| ⑥後期高齢者医療保険料 | 1期 |
| 市役所保険年金課 ☎(260)5122。 | |

納税・相談の休日窓口

日土曜日8:30～17:00、日曜日8:30～12:30 市役所収納課☎(260)5241～3。※⑤⑥は納付書持参の人の納付のみ受け付け。